

令和五年第二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年二月十日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、坂倉委員が御欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和五年第一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案九件と事務局からの報告が十七件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第七号 令和四年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

○渡部教育長 議案第七号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第七号、令和四年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定に基づき実施した令和四年度の世田谷区教育委員会の権限に属する事務

の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について御審議いただくものでございます。

本件に関しては、昨年六月に開催された教育委員会定例会において、点検・評価の実施方針及び学識経験者の委嘱の御議決をいただきました。その後、十月以降の教育委員会定例会において、委員の皆様からの御議論、御指摘を踏まえて反映すべきものなど、必要な箇所の手直しを行い、二ページ以降にあるとおり取りまとめましたので、御提案させていただくものでございます。

本件について御議決をいただいた後は、二月二十四日に開催される文教常任委員会に報告した後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに従い、三月二日に本報告書を世田谷区議会に提出するとともに、ホームページ上で区民に公表したいと考えております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第七号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第八号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和四年度一般会計補正予算案（第七次））（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計補正予算案（第

三次）

○渡部教育長 議案第八号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第八号について御説明申し上げます。

本案は、令和五年第一回世田谷区議会定例会に提出予定である令和四年度一般会計補正予算案（第七次）（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計補正予算案（第三次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

補正予算案の内容は、資料右上三ページ以降、世田谷区補正予算に記載しております。

まず、一般会計補正予算案（第七次）でございます。歳入について、資料右上〇ページを御覧ください。記載の金額は区全体のもですが、教育委員会事務局所管分としまして、13 国庫支出金の01 国庫負担金は四百八十九万九千円、02 国庫補助金は四千八百九十六万三千元、それぞれ減額補正となります。いずれも池之上小学校改築工事の事業費の確定等によるものです。

次に、15 財産収入については、義務教育施設整備基金及び世田谷遊びと学びの教育基金、それぞれの運用利子の増により六百三十五万一千円の増額補正となります。

次に、歳出予算について、資料右上二三ページを御覧ください。08 教育費の補正予算額は百二十八億七千九百八十九万八千円となっております。続いて、主な内訳について御説明いたします。01 教育総務費は学校給食管理費等を二百二十三万三千円増額補正いたします。なお、子ども・若者部所管分の予算が六千八百二十三万円減額補正するため、全体では計六千五百九十九万七千円の減額補正となります。02 小学校費は小学校維持運営費等を四千六百五十二万六千円増額補正、小学校・校舎・体育館プール等建設費等を二億四千九百

五十万一千円減額補正し、合計では計二億二百九十七万五千円の減額補正となります。03 中学校費は義務教育施設整備基金への積立金を百三十億一千五百七十五万円増額補正することなどにより、計百三十億五千八十六万二千円の増額補正となります。06 社会教育費は岡本公園及び次大夫堀公園民家園の補修工事費として五千三百十三万円増額補正することなどにより、計九千八百万八千円の増額補正となります。

次に、繰越明許費の補正でございます。資料右上一七ページを御覧ください。08 教育費については、合計で二億一千八百九十八万五千円を令和五年度に繰り越しますが、駒繫小学校のプール改修工事や用賀中学校の車椅子用階段昇降機設置、民家園の補修工事、経堂図書館のエアコン改修工事等が年度内に終了しないことによるものです。

以上が一般会計補正予算案（第七次）（教育委員会事務局所管分）の主な内容でございます。

続きまして、学校給食費会計補正予算案（第三次）でございます。

資料右上二四ページを御覧ください。小・中学校給食食材費上昇への対応に伴い、歳入歳出とも一千六百五十八万円増額するものでございます。

以上が学校食費会計補正予算案（第三次）の概要でございます。

なお、詳細は、資料右上二五ページ以降の世田谷区補正予算説明書を後ほど御確認いただければと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第九号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和五年度一般

会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和五

年度学校給食費会計予算案）

○渡部教育長 議案第九号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第九号について御説明申し上げます。

本案は、令和五年世田谷区議会第一回定例会に提出予定である令和五年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和五年度学校給食費会計予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

資料右上三ページより、令和五年度当初予算（案）概要（教育委員会所管分）という資料をおつけしております。二四ページ以降は、世田谷区全体の予算書をおつけしておりますが、そのうち教育費関連の予算を概要版として整理したものですので、その資料に基づき御説明いたします。

資料右上五ページを御覧ください。令和五年度予算編成の基本的な考え方についてです。国の状況や区の財政見通しなど、記載のとおりですが、特別区税や特別区交付金などの増収を見込む一方で、子ども・子育て関連施策の拡充や区立小・中学校をはじめとする公共施設の改築、改修、エネルギー価格・物価高騰等への対応など、増加する行政需要に確実に対応していく必要があります。こうしたことを踏まえ区では、世田谷区未来につながるプラン二〇二二―

二〇二三（実施計画）に掲げる四つの政策の柱に基づき、誰もが安全で安心に

暮らせるまちの実現を目指し、子ども・子育て関連施策のさらなる充実を図る「子ども全力応援予算」として編成いたしました。

資料右上六ページ上段の表は、各会計別の予算規模になります。特別会計を含めた区全体の予算規模は五千四百八十六億二千四百万円で、前年度に比較し三百六十二億二千七百万円の増となっております。

資料右上七ページ中段以降は歳出予算の概要になります。重点項目としまして、2、エネルギー価格・物価高騰等対応、学校給食費等保護者負担の軽減、3、健康・福祉のうち、右上八ページ、医療的ケア児者への支援、4、子ども若者、民間学童クラブの整備支援、5、教育、ICT基盤を活用した新たな教育の推進ほか七項目については、右上一四ページ以降で詳しく説明いたします。

なお、資料右上一〇ページには、一般会計歳出予算の性質別及び款別の一覧を、また、一一ページには行政経営改革の取組みについて記載しております。後ほど御覧ください。

それでは、資料右上一二ページを御覧ください。ここからは教育委員会所管分について記載しております。なお、記載の予算額につきましては、子ども・若者部が所管する教育費を除いた教育委員会が所管する教育費を記載しています。教育委員会が所管する令和五年度一般会計の教育費は、前年度より八十六億一千四百七十八万八千円、三七・四％増、三百十六億六千四百六十一万二千円となりました。持続可能な開発目標、SDGs、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進、新たな学びの展開などを踏まえ、教育総合センターを核にして、積極的にキャリア・未来デザイン教育に取り組んでまいります。

資料右上一三ページです。2、一般会計職員費は記載のとおりです。

3、学校給食費会計ですが、食材料費高騰への対応の増などにより二億八千九百七十五万二千円の増となっております。

資料右上一四ページ、(1)エネルギー価格・物価高騰等対応です。エネルギー価格・物価高騰の影響を鑑み、緊急的な措置として、令和五年度における区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費無償化を実施いたします。また、高騰する給食用食材費への臨時的な対応として、食材費の上昇分、一〇%相当分を全額公費負担いたします。

(2)健康・福祉、医療的ケア児者への支援です。区立小・中学校における医療的ケア児の支援及び区立幼稚園での医療的ケア児の受入れを行います。

続きまして、(3)子ども若者、民間学童クラブの整備支援です。新BOP学童クラブの大規模化や狭隘化の解消に向けた民間学童クラブの誘致及び補助事業を実施いたします。なお、こちらの予算は全額子ども・若者部にて計上しています。

資料右上一五ページに移りまして、(4)教育です。ICT基盤を活用した新たな教育の推進、新たに統合型校務支援システムの本格運用を開始します。また、ICT支援員を週一、二回に拡充するほか、プログラミング教材を区立中学校全校に導入します。ハード、人材、ソフトと一体になった取組みにより、ICTを活用した新たな学びを推進してまいります。

次に、区立中学校部活動地域移行への取組みです。部活動地域移行トライアル事業を開始し、総合型地域スポーツ・文化クラブ等による部活動の実施と検証を行います。また、部活動支援員の謝礼の増額などを行います。

次に、給食室改修工事に伴う給食停止期間中の保護者負担軽減です。令和五年度に給食室改修工事を行う小学校二校に児童が通う家庭に対し、弁当持参等に係る負担への支援を行うほか、希望する家庭が弁当事業者に注文できるように対応します。

次に、不登校児童・生徒への支援です。オンラインを活用した居場所提供や学習支援等のモデル実施に取り組むほか、特定分野に特異な才能のある児童・

生徒の支援の在り方に関する研究を行います。不登校特例校分教室「ねいろ」について、生徒数の増加に対応するため教育環境のさらなる整備を行います。

次に、教育相談・特別支援教育の推進です。学校生活サポーター及び特別支援学級支援員の配置を拡充いたします。

資料右上一六ページに移りまして、教育総合センターの運営です。新たに国際理解教育事業として、乳幼児、小・中学生、成人を対象にした幅広い年代向けの英語体験プログラムを年三十三回実施します。また、学校では体験できない様々なSTEAM教育講座を、子どもや親子を対象に引き続き年百回程度実施いたします。このほか、区立幼稚園、小・中学校等と大学、企業をつなぎ、協働研究や研修講師派遣を行うなど大学・企業等連携・研究事業を実施いたします。

次に、図書館サービスの推進です。梅丘図書館改築や奥沢図書館休館に伴う代替施設の運営を開始いたします。また、レファレンスの充実などを進めてまいります。

次に、資料右上一七ページ、学校の整備・改築等です。記載のとおり、改築工事、耐震補強工事等を行うとともに、普通教室等のエアコン更新も着実に進めてまいります。

そのほか、幼・小・中学校の緑化や、再掲になりますが、DXの推進、学校給食費会計、資料右上一九ページ以降に主要事業の説明資料をおつけしています。後ほど御覧ください。

以上、令和五年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和五年度学校給食費会計予算案について御説明いたしました。御審議いただきますようお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第九号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四から日程第六まで併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第十号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区個人情報保護条例）

日程第五 議案第十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例）

日程第六 議案第十二号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第十号から議案第十二号までの三件につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第十号から十二号について御説明申し上げます。

本案は、令和五年世田谷区議会第一回定例会に提出予定である世田谷区個人情報保護条例、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例、世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例の三件について、地方教育行政の組織運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

それでは、最初に、議案第十号、世田谷区個人情報保護条例から御説明申し上げます。

それでは、三ページを御覧ください。今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、区の個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることから、実施するものです。具体的には、区の個人情報保護制度は区の条例のみにより運用されてきましたが、個人情報保護法の改正に伴い、令和五年四月一日以降は法の規定が直接適用される形に変わります。このことに併せて区の条例も全部改正を行い、規定の整備を図るものでございます。

四ページの条例文案を御覧ください。従来の世田谷区個人情報保護条例から主に新設された条項について御説明いたします。

第四条、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等です。第一項では実施機関における審議会への諮問事項を、第二項では報告事項を規定しています。

第五条、総括個人情報保護管理者の設置等です。区の個人情報の適正な管理及び保護に関する事務を実施するため、総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者、個人情報保護担当者を設置します。また、区の個人情報の管理状況を監査するため、個人情報保護監査責任者を設置いたします。

第六条、条例要配慮個人情報です。個人情報の保護に関する法律、法第六十条第五項により、地域の特性、その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益等が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものを条例で定めることができるとされており、この規定に基づき、第一項から第三項に、世田谷区として独自に国籍、性的マイノリティー及びドメステックバイオレンスについての記述等を条例要配慮個人情報として規定いたします。

第七条、条例個人情報ファイル簿です。法において作成、公表義務がない対象人数が千人未満の個人情報ファイルについても、世田谷区は個人情報ファイ

ル簿と同内容の帳簿を作成、公表する旨を条例に規定いたします。

主な変更点は以上となります。

また、現行条例から新条例への切替えに際しての経過措置について、八ページに記載のとおり定めております。

なお、本改正条例の施行日は令和五年四月一日となります。

続いて、議案第十一号、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

五ページの新旧対照表を御覧ください。さきに御説明した世田谷区個人情報保護条例の全部改正に伴い、下線部分の文言を改めるものです。

なお、本改正条例の施行日は令和五年四月一日となります。

説明は以上でございます。

次に、議案第十二号、世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

五ページの新旧対照表を御覧ください。こちらも法改正に伴い、運用規定を条例から法律に改めるものです。

なお、本改正条例の施行日は令和五年四月一日となります。

議案第十号から十二号の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十号から議案第十二号までの三件について、一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第十号から議案第十二号までの三件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第十号から議案第十二号までの三件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第七を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第七 議案第十三号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の高齢者部分休業に関する条例）

○渡部教育長 議案第十三号につきまして、小泉教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉教育政策部長 議案第十三号について御説明申し上げます。

本件は、令和五年第一回区議会定例会に提案を予定している条例制定議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から教育委員会に意見を求められたため、提案させていただくものです。

本件は、令和五年度より施行される公務員の定年年齢引上げを踏まえ、定年退職後の人生設計のための準備や、経験や人脈の公務へのフィードバックが期待される社会貢献活動への従事を目的とした高齢者部分休業を導入するために新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては四ページを御覧ください。高齢者部分休業は、職員が六十歳に達した年度の翌年度の四月一日から取得が可能になることや、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない一時間につき給与を減額して支給するなど、必要な事項が規定されております。

施行は令和五年四月一日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第十三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第八を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第八 議案第十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区公共

施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第十四号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第十四号につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例を令和五年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容についてですが、区の公共施設の利用案内システムである、いわゆるけやきネットによって、区の施設の使用申込みを行う際に、施設の使用日と同システムの利用者登録の有効期限内に限定する必要があることから、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、資料右上記載、五ページからの条例新旧対照表を御覧ください。主な改正点ですが、第六条では、施設の使用を希望することができる日、利用者登録の有効期限内の日に限るものとする旨の規定を追加いたします。

また、第七条では、施設の使用の申請において、施設を使用しようとすることができる日は、利用者登録の有効期限内の日に限るものとする旨の規定を追加いたします。

なお、本条例は、令和五年七月一日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第十四号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第九を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第九 議案第十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区放課

後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第十五号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第十五号につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を、令和五年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容についてはですが、児童の安全の確保を図るための安全計画の策定に係る措置及び自動車を運行する場合における児童の所在確認の措置を定めるとともに、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、資料右上記載、六ページからの条例新旧対照表を御覧ください。主な改正点ですが、安全計画の策定等に関する規定として第七条の二の新設、自動車を運行する場合の所在の確認の規定として第七条の三の新設、業務継続計画の策定等に関する規定として第十三条の二を新設し、その他規定の整備を図っております。

なお、本条例は令和五年四月一日からの施行を予定しております。ただし、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項の改正規定は公布の日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区未来つながるプラン推進状況（案）について、本件に関して、

井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区未来つながるプラン推進状況（案）について御説明をさせていただきます。

本件でございますけれども、令和四年度からの二年間の区の実施計画である未来つながるプランの推進状況について報告するものでございます。

資料を御覧ください。まず、1の主旨でございますけれども、こちらは記載のとおりでございます。

2の推進状況（案）につきましては、後ほど、別紙1の概要版にて御説明をさせていただきます。

3の今後のスケジュールでございますが、三月末の策定を予定してございます。

それでは、資料右上のページで二ページです。別紙1、推進状況（案）概要版を御覧ください。この概要版でございますが、主に変更があった部分を中心に掲載してございます。なお、以降の御説明でのページ番号は全て資料右上のページ番号で申し上げます。

三ページをお開きください。計画の位置づけについて記載してございます。

上段は未来つながるプランの計画の位置づけ、下段は推進状況についてを記載してございます。推進状況については、令和四年度末の取組み状況や、事業費、効果額等の実績見込み、また、令和五年度の計画や計画変更理由、事業費、効果額等をお示ししてございます。なお、四つの政策の柱に基づく取組みに係る成果指標でございますけれども、令和五年度末の目標達成に向けた進捗状況ですとか、区民や事業者等への効果に関する点検を行いまして、目標達成が著しく困難であると考えられる事業や想定を大きく上回って推移すると見込まれる事業につきましては、必要に応じて目標値の見直しを行ってございます。

続きまして、四ページでございます。四ページは、四つの政策の柱に基づく取組みに係ります十九の施策の一覧となっております。

続きまして、五ページでございます。五ページは、主な計画の変更点を記載してございます。行動量につきましては、九施策十事業について令和五年度の計画修正を行い、成果指標につきましては、七施策九指標について目標値の変更を行っております。主な変更点は記載のとおりでございます。

六ページを御覧ください。四つの政策の柱に基づく十九施策の事業費につきまして、令和四年度実績見込みと令和五年度の計画を記載してございます。令和五年度当初予算案では十九施策の合計で約六十七億一千万円を見込んでございます。

続きまして、七ページを御覧ください。DXの推進につきまして、未来つながるプランで掲げた二年間の重点取組みに係る取組み内容を一覧として記載してございます。

続きまして、八ページでございます。八ページは、第四章、行政経営改革の取組みのうち、行政経営改革十の視点に基づく取組みについて記載してございます。行政経営改革の三つの基本方針と十の視点に基づき位置づけました三五の取組み項目の一覧でございます。続く九ページには主な計画の変更点について記載してございます。

続きまして、十ページでございます。十ページは、行政経営改革の取組みのうち、外郭団体の見直しについての記載でございます。ページ右下には主な計画の変更点について記載してございます。

続きまして、一一ページでございますが、一一ページは、行政経営改革の取組みのうち、公共施設等総合管理計画に基づく取組みについての記載でございます。公共施設の整備費、維持管理経費、建物総量上限、各取組みの効果額について、令和四年度の実績見込みと令和五年度の修正計画を記載してございま

す。

続きまして、一二ページから一三ページにかけましては、行政経営改革の取組みによる効果額の一覧表でございます。効果額でございますけれども、一三ページの表の下段に合計欄がございます。令和四年度実績見込みは約三十七億六千五百万円、令和五年度計画は約二十七億九千九百万円を見込んでございます。

以降、一四ページから二一九ページまでが本編となります。後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和五年四月一日付け組織改正（案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年四月一日付け組織改正（案）について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、1の基本的な考え方でございます。区政の重点的課題、緊急課題への対応や、事業見直し等に伴う体制を整備するため、令和五年四月一日付で、別紙にありますとおり、組織改正を行うものでございます。組織改正の主な内容についてですが、領域ごとに内容をまとめております。

それでは、教育委員会事務局の組織改正案について御説明させていただきます。

恐れ入ります、資料の七ページをお開きください。左から、所管部、現行組織、改正組織、改正内容となっております。教育委員会事務局は、教育計画、教育環境、生涯学習を整備、推進いたします教育政策・生涯学習部、学校教育の本体をつかさどります学校教育部、子ども、保護者、教員への支援、地域や大学、企業等との連携、推進等の機能を一層強化いたします教育総合センター、以上の三部体制に整備をいたします。

教育政策・生涯学習部は、教育委員会の統括、施設の改築ほか、生涯学習部を改組いたしましたして、生涯学習・地域学校連携課のうち、生涯学習・社会教育部門を生涯学習課とし、中央図書館を併せた体制といたします。

次に、学校教育部でございますけれども、学校運営、就学に関する予算を執行する学務課を学校教育部へ移管し、学校運営に直接的に関わる体制といたします。また、部活動の地域移行を推進するために、生涯学習・地域学校連携課の機能を地域学校連携課とし、スポーツ推進担当副参事とともに学校教育部へ移管をいたします。

最後に、教育総合センターですが、教育相談体制、不登校支援、特別支援教育の施策をさらに具体的に推進するため、教育相談・支援課を教育相談課、支援教育課に分割をいたします。また、教育ICTに関するソフト、ハードのより密接な連携による教育の充実をめざすため、教育ICT推進課と教育研究・研修課を統合し、教育研究・ICT推進課を新設いたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) (仮称) 世田谷区教育振興基本計画の検討状況について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、(仮称) 世田谷区教育振興基本計画の検討状況について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、1の主旨でございますが、令和四年、昨年でございますけれども、七月二十六日の本教育委員会定例会におきまして、(仮称) 世田谷区教育振興基本計画の策定の考え方を御報告いたしました。令和四年度の検討状況を御報告するものでございます。

2の新たな計画の考え方及び計画期間につきましては、昨年七月に御報告したとおり、ビジョンと行動計画の一体化を図り、教育を取り巻く社会情勢の変化などを反映できる計画としていくこと、また、計画期間を五年といたします。

3の検討経過でございます。この間、(1)に記載の教育委員会事務局の管理職を構成員とした幹部会議での検討や、(2)に記載してございます学識経験者を交えましたアドバイザリー会議での意見交換、さらに、(3)の教育振興基本計画策定委員会における意見交換等を実施してまいりました。

恐れ入ります、資料三ページのA4横の資料、別紙1を御覧ください。こちらは、昨年十月と十一月に開催いたしましたアドバイザリー会議の概要でございます。御参加いただいた学識経験者は、日本大学文理学部、末富芳教授、兵庫県立大学環境人間学部、竹内和雄准教授のお二人でございます。十月五日に開催した第一回目の会議では、末富教授からは、こども基本法を踏まえ、子どもの権利をしっかりと位置づけた新たな計画立案の必要性などの御意見を、また、竹内准教授からは、GIGAスクール構想で子どもたちがネット環境を使う中での新しい時代に対応した指導、支援が必要などの御意見をいただきました。十一月十六日に開催した第二回目の会議では、第一回の会議での議論も踏

まえまして、計画を策定していく上で重要となる視点など、お二人より、それぞれ概要として記載のとおり御意見をいただいております。

恐れ入ります、資料一ページのほうにお戻りください。次に、4の子どもの意見聴取でございます。教育振興基本計画の策定に当たりまして、当事者である児童・生徒の意見を参考にするため、アンケート及びワークショップを実施いたしました。また、今後につきましても、実施手法、対象者の選定方法などを調整いたしました。本年五月頃に意見聴取を実施する予定でございます。

たびたびで恐れ入りますが、資料四ページ、A4横の資料、別紙2のほうを御覧いただけますでしょうか。こちらは、昨年九月七日から二十一日の二週間で小学校三校、中学校二校、それぞれ一学年一クラス、合計二十四クラスにアンケートを実施いたしました。アンケート内容でございますけれども、資料に記載の質問1から3を記述式で回答していただきました。

五ページ以降に、アンケート結果といたしまして掲載してございます。テキストマイニングという手法を使いまして掲載してございます。テキストマイニングでございますけれども、文章を名詞、動詞、形容詞など単語ごとに区切りまして、出現頻度が多いほど字体が大きく太くなるという手法でございます。こちらを使ってございます。

また、一三ページでございますが、こちらには、子ども・若者部と共催で開催いたしましたワークショップ、子どもの権利について考える「ティーンエイジ会議」の結果、また、一四ページには、今後の意見聴取の予定を記載してございます。アンケート結果と併せまして、後ほど御覧いただければと存じます。

このような子どもたちの意見につきましては、教育目標、基本方針など、骨子案の検討に際し参考にしてまいりたいと考えてございます。

恐れ入ります、資料二ページにお戻りください。5の教育振興基本計画策定

における基本となる考え方でございますけれども、令和五年四月一日に施行されますこども基本法においては、全ての子どもの年齢及び発達に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されることや、計画、施策等で子どもの意見を表明する機会が確保されることが定められてございます。また、先ほど御説明いたしましたアドバイザリー会議での学識経験者からの御意見なども踏まえまして、教育振興基本計画におきましては、子どもを中心に据えた計画の策定、子どもの最善の利益及び子どもの意見の尊重、こちらを基本とさせていただきます。

次に、6の「教育目標」と「基本方針」に必要な視点でございますけれども、この間検討してまいりました幹部会議、また、アドバイザリー会議を踏まえまして、教育目標、基本方針を定めていく上で、互いの違いを認め合う（共生社会）の視点、グローバルに活躍する人材育成の視点、幸せ（個人と社会全体のウェルビーイング）の視点、子どもを中心とした教育の視点、生涯学習・社会教育の充実の視点、以上、五点を重要な視点といたしまして、計画の骨子（案）を策定してまいります。

最後に、7として記載してございます今後のスケジュールでございますが、来年度、令和五年度に計画の骨子案、素案、そして案をそれぞれ策定の上、本教育委員会にも御報告し、委員の皆様からの御意見などをいただきながら、令和六年三月の策定といたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 とても未来が見えてくるようないろいろな意見を見せていただきました。

ぜひお願いしたいことは、子どもの意見の尊重というのはとても重要な視点

だと思っておりますが、特に小学生だと言語化されていない自分の意見というものがほとんどだと思います。これは、言語化の発達度合いによって、女子学生と男子学生との差も見られる場合も多分あるのかなと思っています。その言語化されていない子どもたちの思いをすくい取るということを受け取る側がやはりしていかないと、どうしても、言語化されたものの中だけで整理をしていったほうが私どもの手順としては楽なものですから、私どもはどちらかというところらに走ってしまいますので、ぜひ言語化されていない子どもたちの思いをすくい取るといふ視点を忘れずに進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。よろしくお願します。

それでは、ほかはよろしいですか。それでは、次に進みます。

(4)区立中学校敷地内への飲料用自動販売機試行設置の検証状況について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、続きまして、区立中学校敷地内への飲料用自動販売機試行設置の検証状況について御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。本件は、令和四年六月一日より区立中学校に試行として設置しております飲料用自動販売機の検証状況について御報告するものでございます。

まず、1の自販機の設置状況でございます。試行設置校は区立桜丘中学校で、設置目的は記載のとおりでございます。取り扱う販売品目の条件でございますが、ペットボトルの容器は不可とする。ただし、水、無糖のお茶、熱中症対策飲料はこの限りではないといたしまして、入札により設置業者を選定いたしました。自販機設置事業者は記載のとおりでございます。

続きまして、2の自販機の利用状況でございます。(1)の自販機の利用に関するガイドラインについては、桜丘中学校では自販機利用ガイドラインを

作成し、生徒会による校内周知及び保護者宛てにも周知を行ってございます。ガイドラインの概要でございますが、飲料を飲む際は、容器にカバーをつけるか、水筒に移す、もしくは、その場で飲み切る。空の容器は資源として専用のリサイクルボックスを利用する。また、購入できる時間帯や、現金もしくは交通系ＩＣカードのみの購入、生徒同士のお金の貸し借り禁止、コーヒー飲料の購入は大人のみ可能といった内容が主なものとなっております。

次に、(2)の利用者アンケート等でございますけれども、全校生徒とＰＴＡ及び学校運営委員を対象としたアンケートを実施いたしてございます。

恐れ入ります、資料四ページを御覧ください。まず、全校生徒六百三十八名を対象にしたアンケート結果でございます。①の自販機を利用したことがありますかに対しまして、はい、利用したことがあるという回答が四百七十六名でございました。②は自販機を利用したことがないと回答した生徒百六十二名にその理由を尋ねた項目でございます。③は自販機を利用したことがある生徒四百七十六名に利用頻度を尋ねました。資料記載のとおり、一番多い回答がこれまでに数回という二百五十名という結果でございます。以降、④から五ページの⑦まで、記述式の項目も含めた結果はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、ＰＴＡ・学校運営委員五十一名を対象としたアンケート結果でございますが、こちらは五ページの一番下のところからでございますが、①は、学校に自販機があることについてどう思うかという記述式のアンケート結果でございます。

続きまして、六ページでございます。六ページ、②の自販機が設置されたことについて子どもと話題になりましたことから、そのページの⑦まで、ＰＴＡ・学校運営委員を対象としたアンケート項目と結果については、記載のとおりとなっております。

続く七ページでございますけれども、こちらは六月から十二月までの売上げ

状況から見た傾向や特徴などを自販機の設置事業者から聞き取りした内容を本日、記載してございます。一点目としましては、夏場の熱中症対策飲料の売上げが通常の自販機と比較してやや多く、熱中症対策に寄与しているのではないかと考えられると、二点目としましては、売上げ状況は、販売事業者の想定範囲内で推移しているということでございます。また、三点目といたしまして、本自動販売機では、水とお茶及び熱中症対策飲料に関しましては、同じ種類の飲料で容器がペットボトルと缶という、それぞれの商品を並べて販売しておりますが、缶の販売価格がおおむね十円高く、容量はおおむね百ミリ少ないという状況の中、それぞれの売上げの割合がペットボトル約六五%に對しまして、缶が三五%という状況、この状況は想定よりも缶の割合が高い。このことから、一定程度環境に配慮した結果ではないかというようなこととございました。

恐れ入ります、資料の二ページにお戻りください。(3)の令和四年六月〜十二月までの売上状況でございます。①は、飲料容器別、こちらはペットボトルと缶でございますが、それぞれの売上げ状況。また、②は飲料容器別の主な売上げ商品でございます。ペットボトルでは水——炭酸水を含んでございますけれども——をはじめお茶、熱中症対策飲料が多く売れておりまして、缶では炭酸飲料をはじめコーヒー飲料、熱中症対策飲料が多く売れている状況でございます。先ほど御説明した利用に関するガイドラインで、コーヒー飲料の購入は大人のみ可能としておりますので、売上げ状況から見ますと、教職員ですとか学校開放利用者など、大人も自販機を利用しているものと考えてございます。

次に、3の設置校の環境教育等の取り組みについてでございますけれども、

(1)の自販機脇に設置のリサイクルボックスの活用と分別の指導、また、(2)のプラスチック・スマートキャンペーンの実施、(3)のSDGsと関連付けた計画的な学習指導、(4)の熱中症予防の指導、そして、(5)のその他まで、記載の

とおり、環境教育等の取組みを当該校では行っております。

続きまして、資料三ページを御覧ください。4の試行設置における評価等についてでございますが、まず、(1)の生徒の金銭管理についてということでございますけれども、導入時、一部の保護者から不安な声も聞かれてございましたが、貴重品の自己管理ルールの徹底、ガイドラインの遵守などから、特にトラブルにつながる行動は現時点ではございません。

(2)の環境への配慮についてでございますが、飲み終えた容器は資源としてリサイクルボックスを利用することはおおむね徹底されてございます。また、水、お茶、熱中症対策飲料は、ペットボトルに加えまして缶でも同じ商品を販売してございますが、割高にもかかわらず缶の商品が一定の割合で販売実績もあり、購入している生徒等、環境への配慮も見られてございます。

(3)設置場所についてでございますけれども、下の略図を御覧ください。桜丘中学校では、当初、利便性を考慮しまして、武道場兼屋内運動場前に設置を希望してございましたけれども、希望する場所が借地をしている国有地の上でございます。国有地を管理する財務省からは、借地している土地には自販機の設置は認められないとの見解がございまして、区有地である北校舎前に設置した経緯がございます。

最後、今後の方向性でございますけれども、自販機設置から、先月の一月までを含めてもまだ八か月しか経過してございません。さらに、今後四月に入学してくる新生入生への周知などもございます。引き続き、学校生活への影響などに関する検証を行いまして、学校現場とも十分協議をした上で、自販機の貸付け契約が満了になります令和七年度以降の本格導入の可否ですとか、他校への設置について判断してまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

○澁澤委員 たびたび、もうこの会では発言をさせていただいていますので、ダブる部分は省くとして、おおむね肯定的な意見が多いように私は見ておりません。それから、先般、生徒会サミットでも、自校の自慢というところに、うちの学校には自販機があるんだというところが出てきまして、生徒の中でも非常に肯定的なのだろうと思っています。

ただ、先ほど、この前の議事内容の中でグローバル人材の育成ということがありました。このアンケートをドイツの小学校、ドイツの中学校でやったら、多分、自販機を置くということは信じられないという学生がもう九九%以上だと私は思います。そのぐらいグローバルな常識と今の日本の常識というのはかけ離れていて、自販機がいい悪いではなくて、結局、私たちが子どもたちに行っている環境教育だけではなくて、物の価値観ですとか、それから生き方ですとか、要するに、そういうような教育で本当に伝えなければいけないことの根幹の部分が果たして今のままでいいんだろうかということをぜひ疑っていただきたいなと思うわけです。

リサイクルをすればいいのだと言うのですが、リサイクルをするためには膨大なエネルギーがかかります。そのエネルギーというのは、まさに地球環境に負荷を与えているもので、決して、リユースをするという形にはなっていないわけですし、リサイクルだからいいのだという誤った教育をなるべくしないようにしていただきたいということ。

それから、ペットボトルは、今、マイクロプラスチックのことが盛んに言われて、非常に否定的に捉えています。実は、環境問題全体から見たときは、スチール缶のほうがひよっとしたらはるかに大きい問題かもしれません。現在、鉱物資源は枯渇をされていて、新たにそれを掘り出すため、あるいは経済状況の中でそれを経済ベースに合わせていくために、膨大な環境破壊が行われた

り、あるいは児童労働が行われているというのは地球の裏側では実際起きている現象ですので、その辺も含めて、ぜひグローバルな意味での地球市民としての教育につなげていただけたらありがたいなと思っております。

○井上教育総務課長 ただいまいただきました御意見は、学校側にもしっかりと伝えさせていただきまして、今後、自販機設置校における環境教育ですとか、そういった取組みをどうするのかと、教育委員会も連携を取りまして進めてまいります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)区立小・中学校における学校給食費無償化について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私からは、区立小・中学校における学校給食費無償化について報告いたします。

資料の1、主旨の二段落目以降に記載がありますとおり、エネルギー価格、物価高騰により区民生活に多大な影響を及ぼしている中、学齢期の子どもがいる保護者の負担軽減を図るため、緊急的な措置として、令和五年度における区立小・中学校の児童・生徒の学校給食費無償化を実施いたします。なお、令和六年度以降の継続につきましては、物価高騰の状況や社会情勢などを踏まえまして、改めて検討を行い、決定いたします。

2、概要から、4、対象までは記載のとおりでございます。

5、経費ですけれども、二十六億五千九百万円余りとなります。

二ページを御覧ください。6、保護者等への周知につきましては、「区のおしらせ」や区ホームページにて広く周知するほか、学校緊急連絡情報配信サービス、すぐるによる周知などを予定しております。

次に、7、不登校の児童・生徒への対応についてです。給食費無償化のメリットを享受できない不登校の児童・生徒への対応として、まず、いつ登校して

も給食を提供できるよう、各学校の体制整備に取り組んでまいります。

次に、不登校特例校「ねいろ」では、現在、弁当の持参をお願いしておりますが、太子堂調理場からの給食配送に向けて検討、取組みを進めてまいります。

ほっとスクールにつきましては、(1)で示した在籍校における給食提供のほか、希望する場合には民間事業者の弁当を注文できるような対応案を検討してまいります。

8、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 以前、公会計化のときに私も校長会で担当させていただいたのですが、そのときに出た懸念で、学校からではなく区の管理になると未納が増加するのではないかと言われたことがあります。今回も、一応、一年間の限定措置なのですが、これが終わった段階で、やはりかなりうまく周知しておかないと未納の拡大につながる懸念があると思われまので、その点の対応のほうを十分に御検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山下学校健康推進課長 令和六年度の対応については、これからということになりますけれども、保護者の方が混乱のないように対応してまいりたいと考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)令和五年度の区立小・中学校給食用食材費高騰への対応について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 引き続き、令和五年度の区立小・中学校給食用食材費高騰への対応について報告いたします。

資料の1、主旨に記載のとおり、現在、食材費高騰への対応として、令和五年三月分までの学校給食について、給食費の値上げは行わず、給食費単価の10%相当分を上乗せし、その上乗せ分を公費負担しておりますが、食材費高騰の収束が見えない状況が続いており、今後も適切な栄養バランスや量を保った学校給食を維持、継続していくため、令和五年度も引き続き10%相当分を上乗せし、無償化の対象といたします。

2、食材費高騰の影響の(1)価格が高騰している主な給食食材につきまして、表に記載のとおりでございます。

(2)給食費との比較でございますが、令和四年十二月一日時点の食材価格を基に算出した給食一食当たりの価格は、現在の給食費と比較して10・2%の上昇率となっております。

続いて、3、対応内容に記載のとおり、公費負担額は二億七千四百万円余りを見込んでおります。

続いて、二ページを御覧ください。内訳としまして、児童・生徒の増額分と、保存検食・サンプル食の増額分のそれぞれの額を記載しております。なお、児童・生徒の増額分二億七千二百万円ほどに、先ほど報告いたしました給食費無償化に係る経費二十六億五千九百万円余りを合わせた額、つまり、今回の給食費無償化に関連する区の公費負担は二十九億三千百万円ほどになります。

4、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。
説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)給食室改修工事に伴う給食停止期間中の保護者負担軽減策の実施について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 給食室改修工事に伴う給食停止期間中の保護者負担軽減策の実施について報告いたします。

1、主旨に記載のとおり、給食室改修工事は、夏休み期間中の実施を基本としておりますが、児童・生徒数の増加などにより、工期が二学期まで及ぶような大規模改修が増えてきており、工事期間中は給食を停止し、家庭からの弁当持参を保護者をお願いしております。この弁当持参の長期化に伴い、保護者からは様々な御要望をいただいていることや、今後も三十五人学級への対応のために長期の改修工事を要する状況が続いていくことから、家庭からの弁当持参を基本としつつも、保護者負担の軽減策に取り組むことといたします。

一つ目の支援策としまして、資料の2、弁当持参等にかかる保護者支援の実施についてでございます。(1)内容に記載のとおり、給食停止期間中の弁当持参に係る負担に対し、協力金を支給いたします。

続いて、(2)支給額ですが、学校設置者が負担すべき事業経費から算出した給食一食当たりの事業経費相当三百六十円に、給食停止日数を乗じた額といたします。なお、三ページ目に別紙として事業経費の内訳などを記載しておりますので、後ほど御確認ください。

一ページに戻っていただきまして、2の(3)経費でございますけれども、令和五年度は小学校二校で改修工事を予定しており、合わせて四千五百万円余りを見込んでおります。

続いて、二ページを御覧ください。参考として、令和五年度の対応を記載しております。令和五年度につきましては、先ほど御報告したとおり、給食費の無償化を予定しております。三百六十円に給食費単価分を上乗せし、一日当

たり六百三十円を支給いたします。なお、上乗せは給食費無償化期間の限定的な取扱いとなります。

次に、二つ目の支援策としまして、3、弁当事業者登録制度の実施についてでございます。資料に記載のとおり、給食室改修対象校へ弁当配送可能な業者を教育委員会で公募し、弁当提供を希望する学校へ情報提供してまいります。公募に当たりましたは、一日当たりの提供可能食数、あるいはアレルギー対応の可否などを確認いたします。

4、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりです。
説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)小学校プール施設のあり方の検討状況について（中間報告）、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、小学校プール施設のあり方の検討状況の中間報告につきまして御報告をさせていただきます。

1の主旨でございますが、屋外プール施設の様々な課題がある中、今年度に複数の学校によるプール施設の共同利用や民間施設の活用の可能性を検証、検討するモデル事業を実施いたしました。このたび、今後の小学校プール施設のあり方の検討につきまして中間報告を取りまとめましたので、報告するものがございます。

次に、2のプール施設の現状と課題等でございます。(1)の小学校プール施設の整備状況として、①の設置場所、②のプール施設の築年数を集計した状況

は記載のとおりでございます。

二ページ目を御覧願います。(2)のプール施設に係る概算経費についてでございますが、表中の最後の列に記載がありますとおり、屋外プール施設の年当たりの概算経費は七百四十万円、これに對しまして中学校屋内温水プール施設の九千万円と比較すると、大きな開きがございます。一方、屋外プール施設は夏期のみ利用のため、概算経費を実質の稼働時間で割り返しますと、おおむね同程度の経費を要しております。

次に、(3)の区施設の屋内温水プール施設の状況は、中学校四校、区民プール二施設となっておりますが、区内には民間施設も十施設程度ございます。ページが飛びまして、四ページを御覧ください。今年度実施いたしました二つのケースのモデル事業について記載してございます。

(1)は玉川中学校と玉川小学校が玉川中学校の屋内温水プール施設を共同利用したモデル事業です。こちらでは小学校の水泳授業において、水泳指導を民間事業者へ委託しております。

(2)は改築工事中である瀬田小学校が民間プール施設を活用したモデル事業です。こちらは施設利用のみを委託してございます。

五ページ目を御覧願います。4のモデル事業の実施結果についてでございます。児童、教員、保護者へのアンケートを実施いたしました。

(1)では、アンケート結果等について課題別にまとめてございます。なお、一ページ以降にアンケート結果を添付してございますので、後ほど御確認願います。

①の屋内温水プール施設の使用に關しましては、児童、教員、保護者ともに満足度が高い結果となっております。一方、民間プール施設は、水の深さを調整するために置き型の台を設置しておりますが、低学年の利用に当たって不安があり、授業を見送ったケースがございました。

②の水泳授業に関しましては、児童の満足度は高かったのですが、保護者、教員からは、授業回数等に対する意見がございました。

③の移動に関しましては、負担を感じていない児童が多かったのですが、教員からは安全面に対する意見がございました。また、移動中の熱中症対策として猛暑日の授業を見送ったケースが見られました。

④の水泳授業の民間事業者への委託に関しましては、満足度が高い結果となつてございます。

⑤では、経費に関して記載をしてございます。

次の(2)の総評でございますが、こちらは六ページにかけて記載をしてございます。屋内温水プール施設の利用につきましては、区施設、民間施設を問わず評価が高いことから、既存の屋内温水プール施設の活用を前提に検討を進めてまいります。移動に関しましては、十分から十五分程度の移動時間がおおむね受け入れられており、共同利用に当たりましては、児童の可能な移動距離は一キロ程度と想定をします。また、移動手段としましては、バス利用では移動や乗降に時間を要することから、安全対策を強化した上で徒歩による移動を原則として検討を進めてまいります。民間事業者による水泳授業は、教員の負担軽減や児童の泳力向上の効果が期待できたことから、自校以外の施設を利用する際には、水泳指導の委託を基本としてまいります。民間プール施設の利用は、施設の休館日に利用が限定され、また、恒久的な利用が不透明であることから、改築工事期間中など主に一時的な活用を基本に検討を進めてまいります。

次に、(3)の来年度以降の取り組みについてでございます。①の玉川小学校は、今後改築をする予定の学校でございますが、水泳指導の委託経費と同程度に既存プール施設の改修、運営等の経費を要すること、また、アンケート結果が好評だったことから、引き続き、玉川中学校の屋内温水プール施設を共同利

用してまいります。

②の瀬田小学校につきましては、現在、改築工事期間中であることから、新校舎竣工まで引き続き民間プール施設を活用してまいります。

次に、5の小学校プール施設の共同利用にあたってのケース別比較検討（案）についてでございます。(1)では、今後の小学校プール施設のあり方を取りまとめるに当たって留意すべき八つの視点を七ページにかけて記載をしてございます。天候に左右されない水泳授業や児童の安全安心の確保など、これらの視点を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。

(2)のプール施設のあり方のケース別の検討でございますが、プール施設のあり方の方向性として、現在三つのケースを想定してございます。

ケース①では、改築校には新たな屋外プール施設を整備せず、既存区施設の屋内温水プール施設の共同利用及び民間プール施設を活用するケースです。

八ページを御覧ください。イメージ図を添付してございますので、そちらも併せて御覧願います。このケースは、各学校の建設、維持管理経費の削減が図れますが、既存の屋内温水プール施設が限られるため、多くの学校が移動に時間を要するなどの課題がございます。

ケース②は、改築校には新たな屋外プール施設を整備せず、拠点となる複数の学校に新たな屋内温水プール施設を整備して共同利用するケースです。このケースでは、新たに多くの屋内温水プール施設を整備する必要があるため、拠点となる学校の建設、維持管理経費の増加が課題となっております。

次に、ケース③でございます。こちらは、拠点となる複数の学校に新たな屋内温水プール施設を整備して共同利用するとともに、共同利用に適さない改築校には暑熱対策を施して屋外プール施設を整備するケースです。このケースは、拠点となる学校を絞り込み、移動時間やコスト比較などの観点から、共同利用に適さない改築校への暑熱対策を施す整備手法やコストなどにつきまして

検討する必要があります。

九ページを御覧願います。最後に、今後のスケジュールでございますが、令和五年十二月を目途に小学校プール施設のあり方を取りまとめる予定としてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9)小学校の学校主事務の民間委託の事業者選定結果及び評価・検証（状況報告）について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いいたします。

○前島学校職員課長 それでは、小学校の学校主事務の民間委託の事業者選定結果及び評価・検証の状況報告について御報告いたします。

資料、1の主旨でございますが、本件については、昨年十一月に当委員会において今後の進め方について御報告し、その中で、二学期までの実績に対する評価・検証の状況と次年度の新規委託予定校の事業者選定結果について御報告する旨としておりましたので、改めて御報告するものでございます。

2の令和四年度の業務委託の評価、検証（状況報告）でございますが、(1)の検証の方法のところですが、①の委託校に対する履行状況調査の実施並びに学校訪問による業務内容の確認等から⑥の研修内容に対する評価までの大きく分けて六項目でまとめております。

次に、(2)の委託校に関する評価、検証でございますが、こちらについては、昨年九月にも当委員会において御報告した内容ですが、そちらについて

は、別紙、四ページにまとめてございますので、後ほど御確認ください。

一ページ目の中段の下のところでございますが、続きまして、①の委託校に対する履行状況調査の実施並びに学校訪問による業務内容の確認等でございます。こちらのうち、(ア)の履行状況調査の実施結果についてでございますが、こちらについては委託校である二校の業務の履行状況を表の確認項目と確認内容に対して各学校長が評価したものでございまして、いずれの評価も五段階の五と非常に高い評価となっております。

二ページを御覧ください。履行状況調査の内容を基に、委託校に記載の日程で学校訪問いたしましたして、学校管理職から記載のとおり、御意見をいただいております。

次に、②でございますが、事業者、委託作業員の履行状況の確認でございますが、(ア)事業者への履行状況の確認につきましては、教育委員会事務局におきまして事業者にて確認したものでございまして、記載のとおりでございます。

(イ)の委託作業員の履行状況の確認でございますが、学校訪問の際に、校内もしくは交通安全誘導、いわゆる立番の場所におきまして主に確認した内容でございます。

次に、③の児童、保護者等への意見聴取でございますが、(ア)児童への意見聴取につきましては、各学校の三年生から六年生の二校合わせて約二十名の児童に意見を聞いた内容でございます。こちらは記載のとおりでございます。

(イ)の保護者、地域の方への意見聴取でございますが、委託してございます駒繫小、芦花小の記載の会議体におきまして、その出席者合わせて合計十名に意見聴取をした内容は記載のとおりでございます。

続きまして、三ページを御覧ください。④の小学校特有の業務等とその対応でございますが、こちらは二点ございまして、一点目が(ア)の交通安全誘導

(立番)でございますが、こちらは委託前と同様に実施してございます。

二つ目の(イ)でございますが、校外活動への付き添いがございます。こちらも委託前と同様に実施しておりますが、区外への付添いにつきまして、事業者と学校とで協議いたしまして、明確化されております。現在、解消されてございます。

⑤の緊急時の対応でございますが、災害時等の緊急やむを得ない場合におきましては、例外的に学校が作業員に直接指示をしても直ちに偽装請負にはならないことを確認してございます。

⑥の検証内容に対する評価でございますが、①から③までの学校、児童、保護者、地域の方々の関係者の評価は高く、肯定的な意見が多くございました。また、先ほどの④の内容も実施には問題は生じておりませんが、今後も児童、保護者等へのアンケートも実施いたしまして、今年度、全体の評価、検証をまとめ、来年度、令和五年度は新規委託校を含めた三校での評価、検証を継続してまいります。

次に、3の令和五年度新規委託予定校の事業者選定結果でございますが、奥沢小学校と三年契約の最終年度となっております切替え対象となっております中学校十一校を含めまして、事業者選定を行ったところでございます。その結果としましては、記載のとおり、十三社からの応募があり、最終選定は三社となりました。一位の事業者から七校、二位が三校、三位が二校を受託する予定となっております。奥沢小の受託は一位の事業者が受託する予定でございます。

4の今後のスケジュールでございますが、こちらは記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10)令和三年度東京都体罰等実態把握調査結果と世田谷区の状況について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 それでは、資料、1の主旨を御覧ください。このたび東京都教育委員会が都内全公立学校を対象に実施した、令和三年度に発生した体罰等の実態把握調査の結果が二月二日に公表されましたので、調査の結果及び世田谷区の状況について御報告いたします。

では、2、調査結果の概要につきまして御報告いたします。二枚目、右上二ページの資料を御覧ください。本調査の概要でございます。1、目的、2、方法等は記載のとおりです。

3、体罰等の状況の(1)の表の三年度の欄を御覧ください。令和三年度の本調査への体罰等の報告があった学校数は、都内全公立学校二千百五十二校のうち二百一校でございました。このうち体罰として取り扱われましたものは(2)の下の表、赤い囲い部分になりますが、令和三年度は七人でございます。また、体罰という取扱いにはなりません、不適切な指導、行き過ぎた指導や暴言等を含めた不適切な行為と判断されたものが百三十一人となっております。また、指導の範囲内とされたものは七十四人となっております。なお、体罰等の状況については、前年度、前々年度と比較して減少傾向にあります。これら体罰等の分類基準や詳細な内容については三ページ以降に記載されておりますので、御確認ください。

それでは、最後に、本区の状況についてですが、一ページにお戻りください。体罰が行われた学校は、昨年度に引き続きゼロ件ですが、不適切な行為が

小学校で一件ありました。分類としては不適切な指導でございます。教育委員会といたしましては、不適切な指導等が発生していることについて重く受け止めております。体罰や不適切な行為の禁止につきまして、これまで定例の校長会、副校長会などを通して繰り返し注意喚起を行って危機意識を高め、各学校においては、職員会議や校内研修会において定期的に扱い、指導の徹底を図ってきたところでございます。加えて、区教育委員会主催の研修で子どもの人権を大切にした指導についてとして、体罰等の自己点検や効果的な指導を話し合う場面も設けるとともに、資料に世田谷区子ども条例や子どもの権利条約を示すなど、教員に直接指導して理解を深めております。さらに、スクールカウンセラーによる教職員への指導助言や面談なども一層充実させるよう学校には伝えているところであります。教育委員会といたしましては、今後もあらゆる機会を通じ、体罰の根絶に向けて取り組んでまいります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(11)第十三回世田谷ガリレオコンテストの実施結果について、本件に関して、滝上教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○滝上教育研究・研修課長 第十三回世田谷ガリレオコンテストの実施結果について御報告いたします。

ガリレオコンテストは、区立中学生の科学への関心を高め、豊かな想像力と問題解決の力を育み、学ぶ意欲を醸成することを目的として実施しております。

1、日時、2、会場は記載のとおりです。

3、今年度の実施状況です。一点目、本年度は、これまでの自然科学に関する研究作品部門、サイエンス部門に加え、情報技術に関する研究作品部門、プログラミング部門を新設いたしました。これまで以上の発想や課題解決方法と個性豊かな作品を募集いたしました。

二点目は、研究内容をさらに高める工夫です。発表を行う生徒に対し、事前に勉強会を実施し、自身の研究の要点をまとめたりするなど、研究をさらに深められるようにいたしました。また、発表後に質疑応答の時間を設けるなど、生徒自身がまた新たな研究の視点に気づくことができるよう工夫いたしました。

4、参加者数、5、発表準備は記載のとおりです。当日、オンラインでも配信をいたしました。三月にはYouTubeでの配信も予定しています。

6、コンテストの概要です。二ページを御覧ください。一会場三名の生徒がそれぞれの会場で発表を行い、その後、全体会にて、東京農業大学教授の先生の講演を行い、その後、ガリレオ賞をはじめとする各賞を決定し、表彰をいたしました。

7、審査結果、審査員は記載のとおり、また、8、協力団体も記載のとおりです。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(12) 令和五年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業委託に

ついて、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、資料を御覧ください。

本件は、令和三年度より二年間にわたりまして、NPO法人カタリバと協力協定を締結し実施してきましたオンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業について、協力協定期間が今年度末で終了することから、この二年間の成果と課題を踏まえ、次年度においては委託事業としてモデル実施する旨の報告でございます。

資料、2、これまでの実施状況でございます。この二年間につきましては、ほととスクールに登録があるものの、通室につながっていない児童・生徒や、教育総合センター内の不登校支援窓口での相談支援において、オンラインによる支援を希望する児童・生徒を対象に、タブレット型情報端末を利用し、毎週一回三十分から一時間程度、子どもの興味や関心に合わせた学習支援や面談等を実施してまいりました。実績としましては、記載のとおり、令和三年度が四名で、いずれもほととスクールの通室につながることができました。令和四年度におきましては、一月末日現在で十一名の御利用がございます。

次に、3の効果と課題でございます。資料が一ページと二ページ目にわたりますので、御注意ください。この間の取組みにつきましては、所管課と協働事業者、不登校生窓口の三者で定期的に会議を開催し、オンライン支援の実施状況や窓口における本人や保護者との面談の実施状況等を定期的に共有、報告し、その効果を検証してまいりました。

まずは事業効果でございますが、資料二ページ目、(1)を御覧ください。こちらは主な効果を記載しております。まず、一点目として、直接的な支援に抵抗のある子どもに対して、オンラインを介した間接的な支援を行うことにより、参加のしやすい環境を築くことができました。続いて、二点目として、定期的に支援を行うことで、学習習慣や基礎的な生活リズムの改善が図れ

たことや、スタッフとコミュニケーションを図ることで孤立することを防ぎ、安心して過ごすことができる居場所としての役割が果たせたことが挙げられます。

次に、(2)課題でございます。こちらも主なものを記載しております。まず一点目として、現在は個別支援のみとなりますが、支援の拡充にはスタッフの増員も必要となることから、より多くのニーズに 대응することができていない現状がございます。二点目としては、個別支援ではスタッフとの関係構築も限定されることから、複数のスタッフや子ども同士の間もつながりも持てる仕組みづくりが必要な点でございます。最後、三点目でございますが、子どもによつては定期的に支援を行うことが負担に感じることもあり、継続的な利用に至らないケースもあつたことから、柔軟に参加のできる自由度の高い支援体制を構築する必要がある点でございます。

次に、4の令和五年度の取り組みでございます。先ほど申し上げました効果や課題を踏まえまして、これまでの個別支援に加え、より柔軟に参加できる体制を構築し、子どもたちの多様なニーズに応えられる支援を展開してまいります。

具体的な事業概要案でございます。①の事業対象者につきましては記載のとおりでございます。

②業務内容でございます。まず、ア)に記載のとおり、これまで実施してきました個別支援を来年度も継続して実施してまいります。また、この個別支援に加えまして、来年度は、イ)に記載のとおり、複数名の子どもが同時に、かつ匿名で自由に入退室できる(仮称)オンラインほっとルームを月に複数回、数時間開設し、学習支援や居場所の提供の機能を持たせ、個別支援とは異なる参加しやすい環境を用意してまいります。利用人数としましては、一回当たり百名程度が利用できる規模を想定しております。

資料、三ページを御覧ください。先ほど申し上げたア)、イ)のほか、ウ)、エ)に記載のとおり、オンラインを活用して、ソーシャルスキルトレーニングや子ども同士の交流を主とした体験プログラムの実施や、保護者を対象とした相談会や情報交換を行う保護者支援の実施を予定しております。

次に、③の運営手法、④事業者の選定方法でございますが、公募型プロポーザル方式により、民間事業者が保有する人材やノウハウ、多様なプログラムを活用してまいります。事業者からの事業提案等について、選定委員会にて審査し、先ほど申し上げた事業内容を基礎に、より効果的に支援を行える事業者を選定してまいります。

次に、(2)効果検証でございます。令和五年度につきましては、この二年間にはない(仮称)オンラインほっとルームの開設など、新たな取組みを展開することから、その有用性や効果を検証する必要があるため、次年度はモデル実施とし、内容を精査し、必要な改善を行った上で、令和六年度からの本格実施としていく予定です。

次に、5、令和五年度予算額でございますが、こちらは、記載のとおりでございます。

最後に、6、今後のスケジュールでございます。本日より事業者に公告を行いまして、事業者の選定を開始してまいります。今年度中に事業者を選定し、その後、四月に業務委託契約を行い、事業を実施してまいります。実施に伴う効果や課題を検証した上で、来年度、改めて本委員会で状況を報告し、令和六年度の本格実施を目指してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(13)不登校対応ガイドライン策定のためのニーズ調査（速報値）について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、続きまして、私から不登校対応ガイドライン策定のためのニーズ調査（速報値）について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。本件は、主旨に記載のとおり、現在検討を進めている不登校対応ガイドラインの策定及び不登校支援のさらなる充実に向けての基礎資料として活用するために実施しましたニーズ調査の調査結果の速報値について御報告するものでございます。

2の実施概要でございます。調査期間と対象でございますが、記載のとおり、令和四年十二月十九日から令和五年一月十日の間で、区立小学校二年生から六年生の児童、区立中学校の全生徒及びその保護者を対象に実施しております。なお、昨年度の状況について調査したため、小学校一年生は対象としておりません。

次に、調査方法につきましては、すぐーるによる配信と保護者用依頼文により周知し、二次元コードの読み取りによるインターネット回答としております。

続いて、(4)の調査項目でございますが、こちらは、文部科学省が実施した令和二年度不登校児童・生徒の実態調査の項目に準じまして、その上で一部、区独自の調査項目を加えております。

(5)の回収結果につきましては、記載のとおり、児童・生徒の回答数が六千八百九十一名で、有効回答率一八・四％となっております。保護者の有効回答数が五千七百四名となっております。

次に、3、調査結果でございます。こちらは速報値ということで、調査結果

を単純集計したものとなっております。詳細につきましては、後ろの別紙2で後ほど御覧いただければと思いますが、ここでは幾つか主な調査結果を別紙1にて説明させていただきたいと思えます。

恐れ入りますが、資料右上のページ、二ページを御覧ください。まず最初に、(1)でございます。最初に学校に行きづらい、休みたいと思った理由でございます。こちらは、児童・生徒、保護者ともに、友達のこと、先生のこと、体のことが主な理由として挙げられております。アクションプランに掲載しました教員に対して行った調査では、不登校の要因として、無気力、不安が多かったことを踏まえると、今回の調査で見えた大きな特徴と捉えております。

少し飛びまして、右上のページ、三ページを御覧ください。(4)を御覧いただければと思います。学校を休んでいる間、どのようなことがあれば学校に行きやすかったかという質問でございます。こちらにつきましては、小・中学校ともに、特になしが多くなっております。この点につきましては、今後分析を行う必要があるものと感じております。一方で、特になしに次いで多かったのが、学校の中で、少人数で過ごせる場所があることとなっており、各校で取り組む別室登校の支援の有効性がうかがえております。

恐れ入りますが、資料一枚目にお戻りください。中段下、4、今後の活用でございます。今後につきましては、今回の調査結果をクロス集計等により詳しい分析を行いまして、取りまとめを行ってまいります。その内容を不登校対応ガイドライン検討委員会の検討に活用しまして、学校での支援を中心に、不登校児童・生徒の支援の在り方を検討し、ガイドラインに反映してまいります。

最後、5、今後のスケジュールでございます。こちらは、記載のとおり、来年九月にガイドラインの素案に合わせて、ニーズ調査の分析結果を報告してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(14)区立中学校部活動地域移行に係る令和五年度トライアル事業等の取組みについて、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、区立中学校部活動地域移行に係る令和五年度トライアル事業等の取組みについて御説明いたします。

1、主旨です。区では、検討委員会を設置し、区立中学校部活動の地域移行の在り方について検討を行っています。検討委員会では、地域移行に当たっては、多様な実施主体の選択肢があり、実施主体によって課題が生じる可能性があることなどから、トライアル事業の実施、検証が必要であること等の議論がございました。また、スポーツ庁、文化庁では、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定され、新たな地域クラブ活動の在り方や、そのための取組みの進め方について、国の考え方が示されたところです。これらのことから、具体的な事例や課題の把握を目的に、令和五年度の実組みとして、トライアル事業を実施し、検証を踏まえ、段階的な移行を図っていきたいと考えております。

2、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会についてです。(1)検討の目的は記載のとおりでございます。

(2)検討日程は、三月の第五回までを予定しております。

二ページに、内容、それから、(3)としまして、中学生等との意見交換における主な意見等について記載をさせていただいております。

三ページを御覧ください。(5)検討委員会における主な意見等です。区は総合型地域スポーツ・文化クラブなど地域資源が豊富であること、これらの資源を活用し、多様な手法で地域移行を進めていくことが望ましいとの御意見がありました。

(6)令和五年四月以降の検討体制ですが、このたびの検討委員会終了後も、継続して検討組織による検討を継続してまいります。

3、令和五年度の取組み実施についてです。国のガイドラインを踏まえ、区では、地域の人材を部活動支援員として生かすなど、学校部活動の地域連携を当面進めながら、今後、地域の実情に合った部活動の充実に向けて、多様な地域資源との協働の可能性について検証を行ってまいります。

(1)取組みの考え方です。まず、①として、学校部活動の地域連携の強化をいたします。これまでの部活動支援員活動の幅を広げるため、学校との連携の下、現行制度を評価し、平成二十九年度から国で制度化されている部活動指導員への移行の可能性の検討を行います。

次に、②トライアル事業です。学校の管理下において、学校と団体等との協働の下、四部活動程度を対象に三点のトライアル事業を実施します。

まず、ア、総合型地域スポーツ・文化クラブにおける部活動の実施として、中学校を拠点とするクラブで、当該中学校の生徒を対象に、運動部活動の指導を行います。

四ページを御覧ください。イ、世田谷区スポーツ振興財団により、合同部活動も視野に入れつつ、陸上部、庭球部等から二種の部活動の指導を行います。ウ、せたがや文化財団により、演劇部のない中学校の生徒を対象に合同部活動を実施いたします。

(3)は概算経費でございます。記載のとおりです。

(4)です。民間事業者における部活動の実施検証ですが、民間事業者の活用

については、今後検討をいたします。

(5)その他です。トライアル事業で実施する部活動は、対象となる生徒の影響を考慮し、期間終了後の継続も検討していきます。また、教育委員会管理職が二十九校のヒアリングやサポートを行っております。

五ページでございます。4、トライアル事業検証を踏まえた取組みについては、トライアル事業の実施に合わせ、令和五年度も検討組織を構成し、実施事業者とともに、課題、対応策等を検証し、今後の実施体制、仕様書等の作成等へ生かしてまいります。令和六年度以降は協議会を設置し、国や都の情報を注視しつつ、区にふさわしい部活動地域移行の在り方について検討し、段階的な移行を図っていきたいと考えております。

5、今後のスケジュールは記載のとおりです。

なお、参考資料として、国のガイドラインの概要版を六ページ以降に載せております。後ほど御覧ください。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 一言申し上げますが、私どもの仕事の関係でも、部活の地域移行のテーマが一番関心が高いのです。ですので、ぜひ全国のよきモデルとなれるように頑張っていたきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 検討会でもいろいろな区民の方などからも有益な御意見をいただいております。しっかり検討してまいります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(15)世田谷区立郷土資料館再開館時期の延期について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、世田谷区立郷土資料館再開館

時期の延期について御説明いたします。

1、主旨でございます。現在、世田谷区立郷土資料館では、経年劣化した建物設備等を更新し、施設の機能を確保することで、継続的な運営を安定的に図るため、世田谷区建物整備・保全計画に基づき、大規模改修工事を実施しており、同工事の施工に伴い、郷土資料館を令和四年度中は休館としております。このたび工事の竣工時期延期に伴い、郷土資料館の休館期間及び再開館時期を延期する必要があるため、御報告いたします。

2、休館期間及び再開館時期の延期内容です。記載のとおり、休館期間を令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの予定から、令和五年七月三十一日までに変更し、八月一日に再開館することとします。

3、休館期間及び再開館時期延期の背景でございます。高圧受電設備の部品のお大半が中国で製作されていることから、新型コロナウイルスによる上海ロックダウンによる納期の遅れや、ウクライナ、ロシア国との戦争による部品調達への影響等により、改修工事の竣工時期が当初予定よりも二か月遅れた令和五年三月十七日を見込んでおります。なお、改修工事の遅れによる工事工程変更の影響で、工事中から並行して実施する予定だった展示室のリニューアルオープン準備作業開始が困難となり、工事終了後から着手をすることとなったため、再開館を八月一日といたします。

4、今後のスケジュールは記載のとおりです。
報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(16)世田谷区池尻まちづくりセンターの改修工事について、本件に関して、
會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 世田谷区池尻まちづくりセンターの改修工事について御
報告いたします。

1の主旨です。池尻まちづくりセンターについて、竣工から三十年以上が経過し建物が老朽化したことから、施設利用における安全を確保し、利便性の向上を図るため、公共施設中長期保全計画に基づき改修工事を実施するものです。

2の工事内容、3の工事時間につきましては、記載のとおりです。

4の工事期間中の行政サービスです。改修工事に伴い、工事期間中は池尻区民集会所を休館、池尻図書館は業務を一部縮小して運営してまいります。

恐れ入りますが、二ページ目の(2)池尻図書館を御覧ください。池尻図書館につきましては、令和五年九月上旬から令和五年十二月下旬まで、施設内の一階ロビーに仮設のカウンターを設けて、予約資料貸出し、資料の返却、予約の受付、新規登録受付、レファレンス等の業務を行ってまいります。書架、閲覧席、新聞雑誌コーナーの利用提供等は休止いたします。令和六年一月上旬から二階に戻りまして、通常業務を再開する予定です。

5の概算経費は工事に関する経費で、記載のとおりでございます。

6の周知方法として、「区のおしらせ せたがや」やホームページ、また施設内ポスター等を活用しまして周知してまいります。

なお、参考として、7、施設概要、そして、三ページに、池尻まちづくりセンターの周辺図を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(17)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係ります教育委員会事務局の対応等について御報告させていただきます。

まず、1の区立小中学校についてでございますが、これまでと同様に、通常登校によります授業を基本といたしまして、感染防止対策を徹底した上での教育活動や、ICTを活用した児童・生徒の実態等に応じた支援を継続してございます。

また、2の区立幼稚園、3の新BOPにつきましても、これまでと同様ですが、それぞれ感染防止対策を行った上で、運営等を行ってございます。

4の学校施設開放につきましては、基本的な感染防止対策を行った上での施設開放、また、5の図書館・図書室・図書館カウンターにつきましても、感染防止対策を行った上で、通常どおり運営等を行ってございます。

続きまして、6として区立小・中学校での感染発生状況の数値、また、7として区立小・中学校での学級閉鎖状況の数値、それぞれ直近三か月の推移としてお示ししてございますので、御確認をしていただければと存じます。

続きまして、二ページを御覧ください。8の社会的検査の運用変更でございます。小・中学校での抗原定性検査キットの配付について、令和五年四月以降の運用方法を変更いたします。

まず、(1)の宿泊行事や部活動大会などの行事前検査につきましては、令和四年度をもって終了といたします。資料に記載のとおり、旅行などの行動制限、マスクの取扱いなど、国の感染症対策が緩和されてきている状況ですと

か、随時検査の補完として希望者に検査キットを配付することもできることから、各校一律に配付し行っている行事前検査を終了といたします。

続きまして、(2)の随時検査の補完につきましては、令和五年四月以降も、まずは九月までの予定として実施をいたします。児童・生徒等の陽性が判明した際に、当該クラスの希望者に検査キットを配付いたします。

なお、社会的検査体制につきましては、今後も感染状況や、国、都の動向を注視し、制度変更等の内容によっては一部縮小、廃止する可能性も念頭に、体制を随時見直すとともに、令和五年度下半期からの実施の必要性を検討してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○鈴木委員 ここ数日、マスコミ等でも話題にはなっていますが、卒業式のマスク対策について、国の方針がなかなか定まらないような感じなのですが、こちらは方針に従い、世田谷区のほうでも速やかに対応できるように御準備をよろしくお願いいたします。

○山下学校健康推進課長 国の通知が明らかになり次第、世田谷区のほうでも内容を確認の上、対応してまいりたいと考えております。

○渡部教育長 よろしく願います。

それでは、(18)その他の連絡事項等はありませんか。

本日は資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

それでは、本件を本日の議事日程に追加したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりまして、関係職員として、知久教育総務部長、小泉教育政策部長、平沢教育総合センター担当参事、内田生涯学習部長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、加野生涯学習・地域学校連携課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。また、ここで五分程度の休憩を取りたいと思います。

午前十一時五十三分休憩

午前十一時五十八分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午後零時六分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は二月二十八日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後零時七分閉会